

第 1 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 2 1 年 4 月 2 4 日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	報告第 1 号 平成 2 0 年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて	3
○日程第 4	報告第 2 号 平成 2 0 年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて	9
○日程第 5	報告第 3 号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）	1 0
○日程第 6	議案第 1 号 平成 2 1 年度滝川市一般会計補正予算（第 2 号）	1 1
○日程第 7	議案第 2 号 滝川市税条例等の一部を改正する条例	2 6
○日程第 8	議案第 3 号 滝川市奨学金貸付条例の一部を改正する条例	3 3
○日程第 9	議案第 4 号 教育委員会委員の任命について	3 4
○日程第 1 0	議案第 5 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	3 5
○閉会宣告		3 5

平成21年第1回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成21年 4月24日（金）

午前10時01分 開 会

午後 0時57分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 平成20年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

日程第 4 報告第 2号 平成20年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

日程第 5 報告第 3号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

日程第 6 議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第2号）

日程第 7 議案第 2号 滝川市税条例等の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 3号 滝川市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 4号 教育委員会委員の任命について

日程第10 議案第 5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒 井 隆 裕 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	関 藤 龍 也 君	6番	本 間 保 昭 君
7番	山 口 清 悦 君	8番	中 田 翼 君
9番	大 谷 久美子 君	10番	荒 木 文 一 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	堀 田 建 司 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 腰 修 司 君	16番	井 上 正 雄 君
17番	水 口 典 一 君	18番	山 木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
理 事	飯 沼 清 孝 君	総 務 部 長	高 橋 賢 司 君

総務部次長	高橋一昭君
保健福祉部長	狩野道彦君
経済部長	多田幸秀君
経済部参事	佐々木邦義君
教育部長	舘敏弘君
教育部次長	河野敏昭君
病院事務部長	東照明君
総務課長	伊藤克之君
財政課長	吉井裕視君

市民生活部長	西村孝君
保健福祉部次長	橋弘恭君
経済部次長	若山重樹君
建設部長	大平正一君
教育部指導参事	春田淳一君
監査事務局長	堀下博正君
病院事務部参事	居林俊男君
企画課長	田中嘉樹君
行政経営課長	五十嵐千夏雄君

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君
書記	寺嶋悟君

次長	田湯宏昌君
書記	村井理君

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成21年第1回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名全員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、井上議員、山木議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定をいたしました。

ここで4月1日付の人事異動に伴う部長職職員及び人事交流職員の紹介がございますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時06分

○議 長 再開いたします。

◎日程第3 報告第1号 平成20年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議 長 日程第3、報告第1号 平成20年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 おはようございます。ただいま上程されました報告第1号 平成20年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明を申し上げます。

平成20年度国の第2次補正予算に基づく地域活性化・生活対策臨時交付金事業、定額給付金給付事業、子育て応援特別手当給付事業の3つの事業につきましては、平成20年度滝川市一般会計

補正予算（第7号）において歳入歳出予算の議決をいただくとともに、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費についてあわせて議決をいただいたところでございます。この翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費の繰り越し計算書について地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

最初に、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、翌年度繰越額1億9,040万1,000円、これに係る財源内訳でございますが、未収入の特定財源として国庫支出金が1億8,232万5,000円、一般財源が807万6,000円でございます。国庫支出金1億8,232万5,000円の内訳としましては、地域活性化・生活対策臨時交付金が1億853万4,000円、安全・安心な学校づくり交付金が5,691万3,000円、住宅建築物耐震改修補助金が1,687万8,000円であります。

次に、定額給付金給付事業、翌年度繰越額7億1,443万5,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として道支出金が7億1,443万5,000円でございます。

最後に、子育て応援特別手当給付事業、翌年度繰越額2,162万2,000円、これに係る財源内訳でございますが、未収入の特定財源として道支出金が2,162万2,000円でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ただいまの繰越明許費の総務費が2つあるのですが、その真ん中のほうの定額給付金の給付事業がもう既に始まっているわけでありましたが、市民の中からいろいろ疑問があったりというようなことがございますので、何点かご質疑をしたいと思います。

まず、総額の7億1,443万5,000円ですか、こういうようなことでございますが、最終的には何世帯何人にこの送付をされたものか。それで、その一番大事なところですが、日本郵便に送料が一体総額幾らになったものなのか。単価が幾らで、それこそ安く市内郵便にさせてもらったものなのか、これを明らかにしていただければと思います。もちろんまだ途中というようなこともございましょうが、特に次の返送料、これがいろいろと事務手続等で書類不備で返送したりということで再送付等がされたわけでありましたが、途中であっても何日付でも結構ですから、何千通で送料が何十万円ほど余分に行ったとか、そういうことで、これをまず1点目にしたいと思います。以上の事柄をそれぞれ最近の資料で結構ですから、まだ最終的にはなりませんから、その金額等をちょっとお知らせいただきたいと思います。

次、大きな2点目でございますが、申請書の書類です。これ何点か、今後のために。ほとんどその事業は終わったと言っていいかもしれませんが、マスコミ等で話題になった事柄について、今後のためにです。金融機関の口座振り込みのところは、確かにありましたが、やっぱりわかりにくいので、マスコミで話題になる前に私にいろいろと尋ねられました。一体議員さん、写しで書いたのだけれども、ただだめだと言われたと。写しということは、ここに名前、この金融機関のところへ通帳から私はボールペンで写したというわけです。だから、コピーということは老人の私でも知って

いるよと怒られました。コピーと書けというのです、簡単に。そういうところ、細かいところかもしれないませんが、確かに写せというから写したというのです。そういう細かいところですが、そういうことで市民はこんなもの必要ないのでないかと。こうやって報告したのだから、その番号と名前などで金融機関でちゃんと確認をしてくれるはずだから、何で写しというか、通帳のコピーを封筒に入れなければいかぬのか。それこそ何かやっぱり途中で事故などあったら、私の通帳の丸写しが郵便事故などになると大変でないかと、こうやって怒られましたので、その辺のいきさつについてご説明をいただきたいと思います。これが2点目の小さな1点目。

それから、この申請の仕方、確かにここの留意事項に書いてはあるのですが、やっぱり別紙で図解でもしてあげて、通帳の2枚目のところを写して、こちらのほうをコピーして同封してくださいとかと、何かそうやってくれないと写しを送れといってもわからぬというようなことで私もしかられましたので、この2点目、その点についてちょっとお答えをいただきたいと思います。

3点目でございますが、このプレミアムの商品券が、真っ赤なこれです。こういうことで宣伝が入っておりました。これについても市が協力するということは、この事業にこれは必要かもしれませんが、また一方ではこれに加盟されていないお店はこの特定加盟店だけ推奨して、加盟をしていないところもやっぱり恩恵を浴したいと、こういうわけです。そういう意見もありますので、この点についてのいきさつが何かあると思いますので、そのご見解をお伺いしたいと思います。

最後、4点目ですが、一体いつ支給されるか。日本郵便のほうの貯金は相当おくれるという報道でございますが、これまたそんなのなら同じものなら銀行のほうがよかったと。またまたこれまた言われていますので、ひとつやっぱり日本郵便のほうの貯金がどれほど滝川市ではおくれるものなのか、そういう交渉がどんなふうに行われているのか、これが最後の4点目でございます。

以上、よろしくご答弁、ご見解をお願いしたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいまの渡辺議員の質疑に対してご答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目の関係でございますけれども、総世帯は2万1,369世帯でございます。それで、返戻の関係も含めた郵便の単価等でございますけれども、返戻分は本人の印鑑をついてのものを返戻するというのもあって、返戻分については特定記録郵便ということで返戻しております。これが市内ということになりますと、1通225円ということになります。225円のものが6,500通余りということでございます。トータルの返戻の関係でございますけれども、今までのところ6,970通でございます。その返戻に伴って、お客様から返送する封筒も当然おつけしますもので、それら返戻に係る郵便代等の合計が220万円ということでございます。また、当初想定しておりました予算での単価と実行単価で若干差がございまして、実行単価のほうが安い部分が一部ございます。それらも含めて、一部当初補正予算の中でも返戻金の一定割合の額は見ておりましたので、トータルの郵便代総体としては若干不足する程度というふうに今のところ考えております。

2点目の関係でございます。写し、どうしてコピーが必要なのかということでございますけれども、これ国のほうからは通帳のコピーと、さらに本人確認の写しというのが基本形として示されておりました。それで、私どものほうは通帳というのは本人に身分等の確認をした上でつくる書類で

すから、通帳の写しを確認することによって当然本人確認という点をまずできるというのが1つです。本人確認のためのコピーと。さらにまた、振り込み先の間違いをなくするために、確認のためにおつけいただくという点で、通帳のコピーについては郵送分についても含めてお願いしたという経過でございます。

2点目のコピーの写しをつけるなど、わかりやすく、さらにまた図解等の関係のご質疑でございますけれども、まさに私どものほうで伝える内容と申しますか、こういう記載要領等で伝える内容を重視をして、書かれる、申請されるお客様の目線と申しますか、そういう立場に立った部分というのはちょっと欠落していたというふうな反省もしております。それで、返戻についてただいま議員さんのほうからもありましたが、通帳のどの部分ということで、通帳の写しの部分をコピーをしたものを返戻の部分におつけをして、間違いのないような形でお願いをしたという経過がございます。

3点目のプレミアム商品券の関係でございますけれども、今回の定額給付金に関係してさまざま各自治体で多くのプレミアム商品券に対する自治体の支援ということがかなりありました。それで、私どもとしては商店街振興組合さんですか、独自の取り組みとして、このプレミアム商品券を発行するということでございます。ただ、行政としてやはり支援できるというものについて今回申請書を郵送する時点で時期等も合致したということもございまして、プレミアム商品券のパンフレットを同封したということでございます。行政としての支援ということでご理解をいただきたいと思っております。先ほどの加入をされていないということもございましたけれども、一個店ごとの対応ではなくて、やはり振興組合に加入されている団体としての支援ということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、4点目でございますけれども、支給の時期でございます。申請手を終えてそれぞれ支給決定の手続まで、あるいはまた金融機関へのデータ提供ということで一定の日数はかかりますけれども、今回ゆうちょ銀行への振り込みにつきましては4月の下旬に1回目、4月中にお支払いするというので今手続を進めております。民間と申しますか、ゆうちょ銀行以外の金融機関も含めて4月中にお支払いできる件数は1万40件ということを予定して、今手続を進めている状況です。

以上です。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 ご答弁ありがとうございました。

反省として、2万1,000の中での7,000というような返戻は今後ひとつお互いに反省をして、しっかりとやっぱり事務の適正化を図っていただきたいと、こういうふうな願いをして終わります。ありがとうございました。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 2点お伺いをしたいと思うのですが、まず今回市民が非常に混乱をしたということで、これについて例えば相談件数がこれまで1日当たり何件ぐらいあったのかと。市役所に、あるいは支所に訪問しての相談がどれぐらいあったのかということを聞きながら、そういった混乱について、これがわかったのは恐らく13、14日だと。つまり5月広報には十分間に合う時期だったという

ふうに思うのですが、5月広報ではどのようなおわびというか、の文章が載るのか、だれの名前で
おわびの文章が載るのかということをもっとお伺いをしたいと思います。

2点目は、大きな混乱の原因は政府から、厚労省から来ているひな形は申請書の裏にコピーを張
る四角い枠が印刷されてあって、ここにコピーを張ってくれと。だから、申請書を出そうと思っ
たら、ここにコピー張るのだなということがわかるようなマニュアルが来ていたわけです。にもか
かわらず、それをしなかったことに最大の要因があるというふうに思うのですが、なぜそれを行わ
なかったのか。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 1点目の関係でございます。窓口への相談件数ということでございますけれども、4
月の7日、72件、8日が133件、9日が201件、10日が344件と。13日が480件、
14日が306件、15日が176件という件数でございます。それと、このたびの様式等の関係
のおわびということでございますけれども、実は4月の7日の週、6日から配達が始まって、その
直後に判明と申しますか、反応がありましたので、別途文書を写しをつけて、このような申請の不
備があるということも含めて、別途文書を作成をして全戸配布をいたしました。その週のうちにほ
とんど届いているというふうに思いますけれども、そういう文書をA4、1枚を全戸に配布をさせ
ていただきました。その後は、返戻する割合が急激に、13日以降は2割、1割、1割弱というふ
うに返戻される率が落ちたという状況でございます。

それと、申請書のマニュアルの関係でございますけれども、確かに清水議員ご指摘のように国か
ら基本となる様式が示されておりますが、その様式の中では裏面に申請書の本人確認の写しをまず
つけるのです。それと、振り込み先金融機関の口座の確認書類の写し、通帳等のコピーです。さら
に、あて先です。その部分が国から基本として示されております。私どものほうは、まずあて先に
ついては当然住民記録なものですから、それは表のほうの申請に持っていったと。さらに、裏のの
りづけの部分については、これはやはり申請書を受けてから手続をするのに当然審査等の手続もご
ざいますので、その裏面に添付するということはやめて、のりづけはやめて同封してくれれば確認
できるということで、裏面でののりづけをやめた。その後の事務の効率化を考えてやめたという
経過でございます。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、おわびについては、全戸配布されたのは飯沼本部長名で、このように出して
くださいということで、今回の混乱について触れていないのです。私も町内の総務ですから、これを
全戸配布するというのに当たって、そのときぱっと見たときに混乱しているという受け取りはでき
ませんでした。また、おわびという受け取りもできませんでした。単に説明不足だったのだという
ふうな印象があります。今ご答弁で広報に触れられていないということは、広報でおわびというこ
とを出さないというふうに受け取りましたけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

2点目ですけれども、マニュアルにあるものをわざわざ事務の効率化のためにやめたということ

です。裏表ということになってとじづらいということであれば、2枚にして発送すると。そして、返ってきたときに確認をして、確認されればそれはそれで別にとっておくということで、ほとんどの市町村が裏あるいは2枚という形でやっていたのだらうと。それと、もう一つは、帳票。プリンターから打ち出される帳票をそのまま切って、連続紙のやつを切って出したものだから、枠が非常に狭いと。ですから、市民のことを考えれば出された帳票を1枚1枚A4コピーしても2万件ですから20万円で済むわけです、10円としても。そして、その裏に刷るなり、もう一枚A4の添付の枠を3つつけて、そこに切って張ると。これ砂川とかでもやっているわけですから、ほかのまちではみんなこれで混乱なくいっているのです。だから、やはり事務の効率化をしなければならないという本部及び事務局の職員のそういう意識がそっちのほうに、市民よりも事務の効率化のほうに、早く出さなければいけない、早く出さなければいかぬと、こっちのほうに追い込まれた結果だというふうに思うのです。これ他の市町村は、早さも必要だけれども、確実性、市民にとってということも求めたと。大事にしたと。そこがやっぱり滝川が生まれ変わるために克服していかなければならない課題がまた今回出てきたのだというふうに思いますが、事務の効率化を優先させたことの背景にどのようなことがあったのかということをお伺いをしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 1点目の関係については、今後どういう形になるか別にして考えたいというふうに考えています。

2点目の関係でございますけれども、マニュアルどおりになぜということでございますけれども、いろいろやはり短い期間の中で早く発送したいという思いも実はございます。そういう中でやはり次の事務処理、あるいはまた当然その部分を切つてのりづけをするというお客様の手間もありますので、そういうことも考えて対応ということでもあります。それで、のりづけ云々ということ自体はそれが裏面に張らないから返戻がどうのこうのということではなくて、私どもとしてはやはり記載要領の項目をA3、1枚物の裏表にまとめて、記載要領をまとめたのです。その部分で郵送分にかかわるコピー、通帳、口座振り込みに係るコピーの写しの部分を一部太字にして表示をしたのですが、それが非常に見にくいというのですか、全部読まないとわからないというか、そういうような点で、やはりお客様の立場に立った視点、目線が足りなかったということで率直に反省をしております。この点は、今後に生かしたいと考えておりますので、どうぞよろしくご理解お願いいたします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今回のおわびとこれから学んで滝川の市役所が変わっていくという、その教訓をどう導いて変わっていくのかという市民に対するメッセージはぜひ検討することでしたので、再々質疑は行いません。

2点目の背景にどういうことがあったのかということなのですが、私は滝川市だけの問題ではないと。やはり政府が2次補正で出したいろんな事業、これすべて市役所にマニュアルが届く、どういうふうに実施したらいいかというのが市役所としてわかるのが極端に遅いのです。これが背景の最大の要因だというふうに私は思っています。ここに時間的余裕があればいろんなことをほかの町

でどんなふうにやっているとか、そして早く給付にしたいということです。4月4日に局に持って行って、それが11日までに配達がされると。そして、4月末から給付するという、こんな神わざのような、しかも間違いもなくやれというほうが難しい部分があると私は思うのです、背景として。そういう点で補正予算の中にも出てまいります、至るところに無理、無駄が生ずる可能性のある今回の政府の2次補正だというふうに思うのですが、国、道とのスムーズな連携ということについてのお考えをまず評価をして、どんな課題があるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質疑でございますけれども、いろいろご意見というか、考え方はあると思いますけれども、結果としてこういう結果になったという点は率直に反省をしながら、今後に生かしたいというふうに考えております。この定額給付金の関係についても特にやはり直前まで、今もそうですけれども、いろんな事務手続、あるいは質疑応答が直近まで来ているという現実があります。ただ、やはりそういうものをしんしゃくしながら、いかに申請受け付けから給付までスムーズにやるというのが市町村の役割だと思っておりますので、これを教訓に今後に生かしたいと考えております。

○議長 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第4 報告第2号 平成20年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長 長 日程第4、報告第2号 平成20年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第2号 平成20年度滝川市公営住宅事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明申し上げます。

国の第2次補正予算に基づく地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して実施いたします公営住宅火災報知機設置事業につきまして、平成20年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）において地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費とすることについて議決いただいたところでございます。この翌年度に繰り越して使用ができる繰越明許費の繰り越し計算書について地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

1 款住宅事業費、1 項住宅管理費、事業名、公営住宅火災報知機設置事業、繰越金額633万2,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として一般会計から繰入金金を633万2,000円でございます。

以上で報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第5 報告第3号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

○議長 長 日程第5、報告第3号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第3号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたいとするものであります。

1、専決事項であります。滝川市税条例の一部を改正する条例。

2つ目といたしまして、専決処分年月日は平成21年3月31日でございます。これは、平成21年3月31日、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、この法律改正に伴い、本年度における固定資産税の賦課事務等に支障を来すことから、改正の一部を専決処分したものでございます。

初めに、平成21年度の地方税法の改正のうち、今回の専決処分に係る要点を概略申し上げますと、固定資産税に関する1つ目といたしまして社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産について非課税措置の創設、2つ目といたしまして医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産についての非課税措置の拡充、3つ目といたしまして据え置き年度、平成22年、23年度でございますが、において評価額を下落修正できる特例措置の継続、4点目といたしまして平成21年度の評価替えに伴いまして宅地等に係る負担調整措置の継続でございます。

以上が主な内容でございますが、以下改正条例の内容を簡潔にご説明いたしますので、報告第3号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと思います。第53条は法改正に伴う条文整理、第55条は固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産税に係る非課税措置の拡充に伴う条文整理でございます。

第57条の2は、社会医療法人が直接救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設に伴う申告書の提出方法の条文追加でございます。

第58条は法改正に伴う条文整理、附則第10条の2は新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額について法改正に伴う条文整理でございます。

附則第11条は、土地に対して課する平成21年度から23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定ですが、適用期間を3年延長する改正でございます。

附則第11条の2は、平成22年度または23年度における土地の価格の特例の規定ですが、据

え置き年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を平成２２年度及び平成２３年度も継続する改正でございます。

附則第１１条の３は、平成１９年度または平成２０年度における鉄軌道用地の価格の特例の規定ですが、適用期間経過に伴う条文の削除でございます。

附則第１２条、附則第１３条、附則第３１条及び附則第３２条は、適用期間を３年延長する改正でございます。

附則３４条は、法改正に伴う条文整理でございます。

次に、附則でございますが、滝川市税条例の一部を改正する条例の４ページをお開きください。第１条は施行期日で、平成２１年４月１日からの施行でございます。

第２条、固定資産税、第３条、都市計画税に係る経過措置でございます。

以上、報告第３号の説明とさせていただきます。よろしくご承認をお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、報告第３号は承認することと決しました。

◎日程第６ 議案第１号 平成２１年度滝川市一般会計補正予算（第２号）

○議長 長 日程第６、議案第１号 平成２１年度滝川市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 議案第１号 平成２１年度滝川市一般会計補正予算（第２号）についてご説明させていただきます。

今回の補正は、平成２０年度国の第２次補正事業に計上された緊急雇用対策によるふるさと雇用再生特別対策事業及び緊急雇用創出事業と北海道の地域再生チャレンジ交付金を受けて行うそらぶちキッズキャンプ地域活性化事業が主な内容となっています。

１ページをごらんください。第１条第１項で、歳入歳出の総額にそれぞれ３，３９２万６，０００円を増額し、予算の総額を１９６億７，８９２万６，０００円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目議会費、補正額680万7,000円の減額につきましては、平成21年第1回定例会において可決されました議員報酬等の削減による減額でございます。

次のページをお開き願います。2款1項3目企画費、補正額600万円の増額につきましては、そらぶちキッズキャンプ地域活性化プロジェクトに要する経費600万円の補正でございます。そらぶちキッズキャンプ地域活性化プロジェクトに要する経費につきましては、昨年同様財源を道の支援制度である地域再生チャレンジ交付金に求め、全額道からの交付金によりそらぶちキッズキャンプへの支援を通して特産品の販路拡大や市民の健康増進など地域活性化のきっかけづくりを行うための4つの事業を展開していきたいとするものでございます。4つの事業について順次ご説明いたします。1つ目は、地域資源活用型セラピー導入可能性調査事業、事業費250万円でございます。市内に存在する森林農業資源、グライダーやカヌーなどのスポーツ施設など地域が持つポテンシャルを生かしたセラピーをキャンプに参加する子供たちなどのいやしなどに活用できないか、その可能性について調査を行いたいとするものでございます。2つ目は、丸加高原魅力アップ事業、事業費100万円でございます。丸加高原の既存施設などの利用を促進するため、キャンプノハウを生かした料理教室やウインターレクリエーション事業などを行いたいとするものでございます。3つ目は、地域特産品ブランド化事業、事業費200万円でございます。そらぶちキッズキャンプの全国PRを兼ねて、地域で生産される米を初めとした農産品や加工品をそらぶちブランドとして販売し、その収益をキッズキャンプへ還元できる仕組みづくりを構築していきたいとするものでございます。4つ目は、そらぶちキッズキャンプチャリティーイベント事業、事業費50万円でございます。PR活動の一環として支援者によるコンサートやそらぶちブランド商品の販売、フリーペーパーの配布などプロジェクトの成果発表を兼ねたチャリティーイベントを行うものでございます。

2款1項4目財産管理費、補正額715万9,000円の増額につきましては、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正でございます。財政調整基金積立金につきましては、議員報酬等の削減に伴い、議員提案の趣旨をかんがみ、財政調整基金への積み立てを行いたいとするものでございますが、積み立て額715万9,000円のうち680万7,000円については先ほどご説明申し上げました議員報酬等の削減分でございますが、残り35万2,000円については市職員に準じ、一時金0.05月引き下げることによります削減分として、その影響額について積み立てを行いたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。5款1項1目労働諸費、補正額2,193万8,000円の増額につきましては、ふるさと雇用再生特別対策事業に要する経費763万8,000円の増額、緊急雇用創出事業に要する経費1,430万円の増額の補正でございます。ふるさと雇用再生特別対策事業につきましては、平成20年度国の第2次補正予算において国が都道府県に基金を設置し、雇

用対策の一環としてふるさと雇用再生特別交付金を創設したことに伴い、市といたしましても地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取り組みを積極的に進めるため、道に対し申請していたところですが、このたび内示をいただいたところです。この事業は、労働者と原則1年の雇用契約を締結し、本事業を実施するために雇い入れた労働者を正社員として雇用する企業等に対して、その費用を交付金として一時金を支給するという制度であります。事業内容としては、レクリエーション療法を用いてそらぷちキッズキャンプに参加する子供たちに心のケアを行うことや地域医療及び福祉教育分野の今後のあり方に関する調査研究、試行実験などを行うものでございます。緊急雇用創出事業につきましては、非正規労働者や中高年齢者等に対する一層の雇用調整の進捗が懸念されることから、都道府県に基金を設置し、地方公共団体が民間団体、シルバー人材センター等に事業を委託等をして6カ月間の雇用期間により非正規労働者や中高年齢者の一時的な雇用、就職機会の創出を図るというものでございます。事業内容については、滝の川運動公園等の清掃や市道の枝払いなどの環境整備業務、要援護者対象者宅への訪問による状況把握と避難支援プランの作成や制度周知、迷惑駐輪防止や盗難防止のための啓発、監視、指導、廃棄物の不法投棄防止パトロールの強化、図書館データベース化に伴う蔵書点検や目録カードの整備、市勢資料の点検作業、企業誘致のため業種、業績、資本規模などさまざまな対象企業を首都圏から抽出し、アンケート調査の実施やデータの作成などを目的として雇用機会の確保を図っていききたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。7款1項1目商工業振興費、補正額182万3,000円の増額につきましては、菜の花による地域づくり事業に要する経費182万3,000円の増額の補正でございます。菜の花による地域づくり事業に要する経費につきましては、事業費の全額について財団法人地域活性化センターの地域資源活用助成金が決定したところですが、平成20年度作付面積日本一を誇る菜の花のまち滝川のイメージが高まりつつある中で、今後も市内において菜種が持続的に生産され、発展していく仕組みを構築するため、菜種を利用した産業事業の展開、さらには観光、地産地消、食育などさまざまな取り組みを展開しながら、滝川菜種ブランドを確立し、全国展開を図っていききたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。9款1項2目防災費、補正額180万円の増額につきましては、地域防災スクールモデル事業に要する経費180万円の増額の補正でございます。地域防災スクールモデル事業に要する経費につきましては、消防庁が取り組む地域防災スクールモデル事業に採択されたことに伴い、事業費の全額を財団法人自治総合センターの支援をいただき、地域住民への防災、消防活動についての理解促進と将来の地域防災を担う人材育成のため、滝川第三小学校及び西小学校を対象に地域の自主防災組織とも連携し、避難訓練や防災に関する講習等を行い、防災教育に資したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。10款1項3目教育振興費、補正額201万3,000円の増額につきましては、心の教育推進事業に要する経費98万4,000円の増額、スクールソーシャルワーカー活用事業に要する経費102万9,000円の増額の補正でございます。心の教育推進事業に要する経費につきましては、学校配置の教育学習相談員9校9名分を当初予算で単費計上し、残り2校2名分は文部科学省の直轄事業としてスクールソーシャルワーカー活用事業を見込んでい

たところですが、年度末に急遽国の方針が変更となり、国直轄から道の委託事業となり、さらに道の委託事業では予算枠も少なく、また各市町村からの要望も多いことから、補助対象外となったために補正したいとするものです。スクールソーシャルワーカー活用事業に要する経費につきましては、学校適応指導教室、ふれあいルームを活動拠点として、不登校児童生徒の学校復帰に向けて相談と指導を行っているところですが、1名分のソーシャルワーカーについて文部科学省の直轄事業として見込んでいたところですが、これも急遽国の方針が変更となり、道の委託事業となったため、補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で3,392万6,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。16款2項5目労働費補助金2,193万8,000円の増、16款3項5目教育費委託金85万8,000円の増、16款4項1目道交付金600万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金150万7,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款5項3目雑入362万3,000円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で3,392万6,000円の増額となったところでございます。

以上申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、一般会計補正予算について何点か質疑を行います。

まず、1点目、10、11ページのそらぶちキッズキャンプ地域活性化プロジェクトに要する経費の内訳の250万円、地域資源活用型セラピー導入可能性調査事業ですが、この調査に当たってどこかに委託して先ほど行ったような可能性を探るのかどうか、委託事業なのかどうかということ、委託事業であればどういった先に委託しようと考えているのかお伺いいたします。

2点目、12、13ページのふるさと雇用再生特別対策事業に要する経費、この中身もキッズキャンプの関係です。キッズキャンプのこの事業については、ふるさと雇用ということで3名、うち2名は新規の採用ということになっていますが、全体としてキッズキャンプが法人化になったわけですが、雇う人含めて2人、市職員の派遣もあるということもあるのですが、今年度からキッズキャンプに常駐する、時間的な常駐も含めて全体で何人常駐することになるのかをお伺いしたいと思います。それと、下の緊急雇用もそうですけれども、新規採用ということで、これらの採用についてはハローワークの紹介でということになっていたというふうに記憶していますが、このふるさと雇用再生の2名についてもハローワークを通じて今後一般的な公募を行い、採用することを確認していいのかどうかお伺いしたいと思います。

次、14、15ページ、菜の花による地域づくり事業に要する経費ですが、中身にありました学校給食、地元飲食店での試食というのは、学校給食で何回という回数を考えられているのか、それとも素材を提供して学校任せというか、学校独自に考えてもらうのか、具体的なことについてお伺

いしたいと。また、ポスター、リーフレットを作成するというふうになっていますが、その規模とポスター、リーフレットの活用策についてお伺いしたいと思います。同じく新たな商品開発ということですが、この商品開発はどこかに委託して商品開発を行っていただくのか、その方策についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 1点目、園芸療法に係るキッズキャンプの関係でございますが、事業としましては財団法人のほう、あるいは行政、あるいは東京の農業関係の大学等にもご協力をいただきながら、プログラムを構築してまいりたいというふうに考えているところであります。そのための経費としまして250万円を計上したいとするものでございます。

それと、ふるさと雇用の3名のうち、2名の新規雇用の関係でございますけれども、医療並びに看護あるいはキャンプの関係に熟知した者を雇用してまいりたいというふうに考えているところであります。雇用に関しましては、ハローワーク等を通じまして雇用してまいりたいというふうに考えております。

それと、菜の花による地域づくりの関係でございます。菜の花は、作付面積日本一となっているところでありますが、まだまだ全国的には日本一といったイメージが定着してきていないという面が大いにあるというふうに考えております。そういった面で全国に滝川が日本一だといったことのPRをしてまいりたいというふうに考えておりますし、リーフレット等につきましてはイベント等での活用ということを考えております。この事業の中における学校給食関連のものにつきましては、地産地消とも絡めまして地域の食材をどういった形で提案できるのかにつきまして栄養士さんとも相談しながら、地域独自のものについて子供たちに味わっていただければというふうに思っております。

○議長 長 商品開発。次長。

○経済部次長 1点目の関係で、委託するかどうかという中身で、これは先ほど部長から申し上げましたとおり東京の農業関係の大学等を含めて今委託に持っていきたいという考えを持っております。

また、キッズキャンプの常駐ということでございますけれども、市役所の時間帯として、今市役所の庁舎内部に一部間借りするような形で事務局がございまして、それが丸加高原のほうに行った場合、時間帯は8時半から5時という中身の方以外も時間帯によっては半日だとか、そういうことも含めまして、今予定されている人員が5名ないし6名というような形で聞いてはおります。

それと、ポスター、リーフレットの活用策という形でございますけれども、どのぐらいの枚数云々という形で、滝川市菜種、菜の花畑のリーフレットが5,000枚、ポスターも約1,000枚程度、そういう形、それと菜種油のほう、こちらの関係の資料等も含めて作成していきたいなど。この活用策でございますけれども、それぞれの物産展等に配布するですとか、ポスター等もいろんなところに掲示していただくと。今回も東京のほうで十数カ所、この前出張に行ったときもそれぞれ依頼していますし、またその中でいろんなところでお願いしているという形で活用策を考えて、

菜種油につきましてもPR、そこら辺も含めて、企業も含めて菜種油のPRをしていきたいという形で考えております。また、商品開発につきまして、委託するのかということでございますけれども、やはり行政内部で限度、限界があるところは委託していきたいという形で考えております。

以上でございます。

○議長 長 答弁終わりました。窪之内議員。

○窪之内議員 1問目の調査は、東京の農業関係の大学に委託するということで理解しました。

2問目なのですが、常駐すると考えられるのが五、六名ということで、それぞれ例えばレクリエーション療法の導入事業委託料も含めて、現状のキッズキャンプの運営にかかわることとかということがいろいろあると思うのですが、さまざまな新しい取り組みがキッズキャンプを中心に行われる。その主体を法人化したところが当然主体となっていくというふうに思っているのですが、そこ市がどんなふうにかかわるのかというのがちょっと私としては明確でない。もう法人化したのだから、全部この補助金等を使って活用することは、そこで任すよと、いろんなことの具体化も。そして、そこが雇うわけで、五、六人が常駐するわけですから、補助金がなくなった後もずっと雇用を続けていくということなのだと思いますけれども、そういったことが続けていけるのかなという不安があるのです。この700万円の助成金がなくなった後、本当にそういう人を常駐させて常勤雇用としてやっていけるのかという、そういう不安もあるのですが、その辺も含めていろんな事業を進めていくというのは、その法人化したキッズキャンプのところに任せていくということになるのか、市との関係についてもう一度ご説明をお願いしたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 キッズキャンプと市との関係ということでございますけれども、このふるさと雇用における事業につきましてもレクリエーション療法を用いてキッズキャンプも活用するのですが、行政としても補完的な役割といいますか、例えば市立病院ですとか老人介護施設、児童福祉施設などでグライダーですとかカヌー、水泳などの地域のレクリエーション資源、そういったものを活用して実践をしていくことによって、グライダーですとかカヌー、あるいは施設等の利用促進ですとか、そういった面も出てくるというふうに考えております。行政的にキッズキャンプをサポートできる、利用できるという面につきましても考えていかなければならないというふうに思っているところであります。そういった面でキッズキャンプが行う部分と行政的な部分と、行政的な部分もその中に見つけつつ、利用しつつ、しかし一方で財団法人としてキッズキャンプはキッズキャンプとしてこの事業を展開していくといったかわりになってくるのかなというふうに思っております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 本来キッズキャンプの常設キャンプを目指しているわけですよね。そうした中で事務局長がいろんな仕事をやっているわけです。そういう中に新たな事業がどんどん入ってくると。直接常設化していく上で、当然キッズキャンプとしてそういう地域のレクリエーション資源の活用とかということは出ていくと思うのですが、そういうの全体を含めて、今トップになって考えていく部門というのが佐々木事務局長代理の肩にかかっているのか、そういう進めていく上

でその市との協議とかというのを定期的に持って全体を進めていこうとしているのか、その辺の運営の仕方というのがちょっとどうもよくわからないと。こういうふうになったのだから、全部その常駐する五、六人でいろいろ検討して、もちろん本部、東京のそういうところもあるのだと思うのですが、そういうところと進めていくことも含めて任せているのか、さっき言ったように定期的に市との協議を行いながら、いろんなことを進めていこうとしているのか、その辺がちょっとよく私は今後の方向として理解できないものですから、再々になるのですけれども、申しわけないのですが、お答え願います。

○議長 長 次長。

○経済部次長 今いろんな形で、ふるさと雇用の関係も、これも庁舎内で各関係部長さん方に集まっていたいて、こういう形でふるさと雇用なり緊急雇用があります。今度創出されるのでということで事業探りもやっていった。それと同時に、市内の経済団体等も含めて私たち聞いたのも事実でございます。その中から商工労働課を窓口としたそらぷちキッズのほうから、こういうふるさと雇用を使ってこういうのもやったらどうですかという提案を受けたのは事実でございます。ですから、この事業自体はそらぷちキッズキャンプのほうからこういう提案事業と。それを受けて市のほうでは、これはそらぷちキッズキャンプだけでないですから、言ってみたら市内の病院ですとか、福祉施設ですとか、そういうところでもそういうレクリエーション療法を使って云々という調査をかける事業でございますので、それであれば行政としても事業の推進を図れるという中身で、ふるさと雇用として上げて認可といいますか、国のほうでも認められたという中身でございます。また、今後はふるさと雇用でございますので、多分想定されるところは余り団体はないですけれども、例えばプレゼンテーションを持った入札ですとか、そういう形でも考えていきたいと思っている事業です。

それで、市との絡みでございますけれども、議員さん言われているように佐々木事務局長代理が中心としてそらぷちキッズのほうをきちっとやっていると。また、4月からは業務従事ということでも市の職員も業務従事の中で行っている。そして、窓口体制としては商工労働課の中にキッズへ出向した人間を入れるというような形で、両者ともに進めるような形で話し合いの場を持ちながらやっている。そして、市といたしましてもそらぷちキッズの本部体制というものがございまして、そこら辺の行政としての役割ということも担っていくということで、これから進めるに当たって、やはりそらぷちキッズが進めていく中では佐々木事務局長代理がきちとした統制をとってきた。行政がそのところにどういうふうなお手伝いをできるかという中身を一緒に協議しながら進めていっていると。今後もそういう体制でいきたいなという感じで思っております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、大きく5点について伺いをしたいと思います。

まず、12、13ページ、労働諸費で、ふるさと雇用再生特別対策事業に要する経費についてですが、まず最初のレクリエーション療法導入事業委託料と。これの雇用する方について、ただいまの窪之内議員の質疑に対して医療関係者または看護師など医療を熟知した者という答弁がされまし

た。今私持っているのは、ふるさと雇用再生特別対策推進事業補助金交付要綱、これに基づいて今回の事業がされているわけです。その中の第5条の2について、私これ読みたいと思うのですが、事業計画の策定や事業の実施に際し、次の事項に留意するものとする。（１）、新規雇用において、特に厳しい状況にある中高年離職者及び若年者に配慮することとともに、障がい者等の就職困難者が本事業から排除されることのないように努めること。（２）、幅広い層の失業者に雇用機会を与える観点から、特定の失業者のみを対象とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないよう配慮すること。（３）、事業で新規雇用する労働者に関して、道が実施する事業及び前条により実施する複数の事業に同一の者が重ねてつくことがないよう留意すること。この（３）は全く関係ありませんが、（１）と（２）について留意するならば、医療関係者または看護師など医療を熟知した者と。そういった失業者の方というのは、今ハローワークに行くと大半が看護師さん、薬剤師さん、理学療法士さんなど、医療関係者の求人は山のようにあるのです。引く手あまたという状況ですから、今回763万8,000円もかける事業がこういった求人の見込みでやるということは、私は明らかにこの要綱にそぐわないというふうに思うわけです。道に対する申請の中でこういったことまで含めて計画書を出して、採択をされたのかどうかということも含めて考え方を伺いをしたいと思います。

2点目、このふるさと雇用再生事業についてですが、昨日のホームページから第2次募集の公募がされています。この公募の期間、概要について説明を求めます。

3点目は、3点目というのはふるさと雇用の3点目ですが、そらぶちキッズキャンプに関係する予算は当初予算でそらぶちキッズキャンプ実現化事業に要する経費ということで、これもたしか全額補助事業だったと思いますが、223万5,000円。今回企画費でも600万円が計上されていますので、3つを足すとそらぶちキッズキャンプに関する補助事業だけで1,587万3,000円ということになり、全体の事業の中で突出している感は否めないというふうに思います。私が把握しているのはこの3点ですが、当初予算含めたそらぶちキッズキャンプの滝川市の事業、予算は総額で、主な項目と総額について伺うとともに、事業採択、補助事業採択に向けて非常にそらぶちキッズキャンプが重要な対象になるというのはそれはそれでわかるのです。それはわかるのけれども、それが強まることでほかに対する検討が弱まっているのではないかというふうに考えるものですが、お考えを伺いたいと思います。

同じくこのふるさと雇用についてですが、企画費で何と書いているかという地域資源活用型セラピー。セラピーというのは、やはり療法ですね。いやし効果を出すなど、これも医療に関する内容だと。一方、ふるさと雇用交付金のレクリエーション療法も同じような感じがするわけです。そこで、この2つの事業のセラピーとレクリエーション療法、この内容について類似点と違う点、特徴について伺いをしたいと思います。

大きな2点目は、その下です。緊急雇用創出事業に要する経費についてです。まず、1点目として直接雇用が、駐輪マナーの啓蒙、啓発事業をシルバー人材センターに委託することを除くとはかはすべて市の直接雇用となっています。そこで、雇用条件、採用条件でどんなことを配慮されるのかということをお伺いをしたいと思います。

2点目は、その内容なのですが、避難支援プラン作成支援事業についてです。これについての常任委員会への提出資料を見ますと、避難支援プラン作成の必要性を説明して、プランの作成に同意してもらおうと。常任委員会での説明では、消防、警察などの退職者というのが有力だというようなご説明がありました。これも公務員退職者というのを対象に見込むような事業というのは、やはり今回の交付金事業の趣旨にそぐわないのではないのかなというふうに考えますが、お考えを伺いたいと思います。

3点目は、この3点目ですが、ここです。すべて半年間の事業ですね。半年間をこの交付金事業でやると、雇用保険は短期特例保険という、ちょっと正式名称わかりませんが、6カ月という短期で一時金が出る雇用対象にはなと思うのです。ただ、社会保険には入られないということで、これにプラスしてさらに6カ月間臨時職員として仕事をしてもらうことによって社会保険をつけると。つける事業にトータルですということについて検討された経過はないのか、またどんな保険関係がつかのかお伺いをしたいと思います。

次は、次のページ、14、15ページ、商工費の菜の花による地域づくり事業に要する経費です。これについては、これまでいろんな研究がされてきた中身です。ただいまの質疑に対するご説明でも触れられましたが、問題は菜の花まつりだけでもことしたしか10回目ですよ。全国一になって3年目ですか。こういった段階で、なおかつ非常に高く業界が買ってくれるという全国ブランドとしても十分な状況になってきているわけですが、この今回の地域づくり事業で広報、そしてブランドの名を広げることと加工販売事業の事業化ということが掲げられているわけですが、特に加工販売について、今でも油を売っており、ドレッシングも売っているわけです。この生産量、販売量を今の何倍ぐらいまで引き上げていくのかという、やはり目標が必要だというふうに思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

次は、10、11ページ、財産管理費、最後です。これは、715万9,000円を財政調整基金に積み立てるという中身ですが、前のページで680万7,000円の議員報酬等の削減の分がここに含まれるということですが、確認の質疑を行います。この積み立てる議員報酬等については、生活保護費、通院移送費不正支出問題での厚労省への返還した分、またそれにかかわる一般財源分、トータルにすると2億3,886万円に充当しないということについて確認をしたいと思います。

以上です。

○議長 答弁を求めます。順番はどうでもいいですから。総務部長。

○総務部長 ご質疑の中でちょっと順番が飛びますけれども、お許しをいただきたいと思います。

2番目の緊急雇用の関係の採用条件の関係です。避難支援プランの関係でございすけれども、総務常任委員会のほうにも報告をさせていただきました。今の業務の内容からしますと、消防あるいは警察などのOBの方が望ましいというか、よりスムーズにいけるかなという思いはありますけれども、この緊急雇用の趣旨にかんがみてそういう消防、警察など公務員OBに限定をした募集は考えておりません。また、もちろん例えば民生委員の方ですとか、あるいはまたヘルスコンダクターの方、さらにまたヘルパーの方も含めて当然やっていただけるというふうにも考えておりますので、幅広く募集は考えたいと思っております。

それと、最後のご質疑でございますけれども、今回の財産管理費の積み立てでございます。3月議会の質疑を踏まえて、今回の財政調整基金への積み立てという提案をさせていただいておりますけれども、介護タクシー代約2億4,000万円には充てないとの議会の意思が先日の議運で確認されましたので、私どもとしてはそこに充当するという考えはいたしません。今回の積立金は、新タッグ計画、全体の財源不足に対応するという分としてとらえさせていただくということで考えております。

以上です。

○議長 経済部長。

○経済部長 1点目のふるさと雇用の関係でございますけれども、先ほどの交付要綱等のお話もございましたけれども、このふるさと雇用の関係の問題につきましては庁舎内で検討会議を持ってございます。庁内の会議を持ちまして、これに該当する事業がというようなことについての検討を行っておりますし、あるいは商工会議所ですとか、JAたきかわ、農協関係ですとか、そういったところにも事業の内容等についての有無について確認をしてきているところでもあります。そういった中で今回の新設する事業ということになったところであります。道に対してこの申請内容について詳細について話をし、これが該当するといった形での内諾をいただいているということでもあります。

緊急雇用の期間、6カ月の雇用期間ということでございますけれども、現在のところ6カ月の雇用期間がこの事業の対象になってくるということから、この6カ月の期間の中でどのような事業展開ができるかということで、これも庁舎内にあわせて検討をしてきて、今回の総体の事業の中身となっております。

最後に、菜の花まつりの関係、菜種の育成等の関係でございますけれども、菜の花による地域づくり事業の部分で目標の数値を掲げてということでございます。今現在菜の花油ですとかドレッシング等作成をしてきているところであります。JAたきかわのほうで製造し、販売をしてきているところであります。新たな商品化についても検討していきたいというふうに考えておりますし、そういった検討の中身についてJAさんとも協議しながら進めていきたいというふうに考えております。ただ、ドレッシングもそうですけれども、その中に油がどれぐらいの量入ってくるのかというのは、製造の仕方によって大きく変わってくるということでもあります。本来的には、菜種の全体の生産量に対して消費をどの程度行っていくのかという目標というのは必要であるというふうに考えておりますけれども、製造するドレッシングですとか、あるいはオイルですとか、そういったものにどれだけの含有量が含まさってくるのかによって消費量も変わってくるということになるので、今現在具体的な数値というのは持っておりませんが、より多くのアイテムをふやしていきたい、そういった中で最終的にそういう目標づくりに向けて考えていく必要があるというふうに思っております。

○議長 経済部次長。

○経済部次長 そらぶち関係の当初予算、補正予算は今回の補正でございますけれども、その額でございまして、当初予算といたしましてはそらぶちの森づくりという形で工事費で7,000

0万円組んでおります。それと、先ほど清水議員さんおっしゃいました実現化支援という形で22万5,000円というのが当初で計上して議決をいただいているものでございます。

また、ホームページ、昨日からという形で、これふるさと雇用、たしか2月16日付で、それ以後で文書を受けたのですけれども、ふるさと雇用の21年度の第2次募集というものがこれは空知支庁からでございますけれども、連絡ございましたので、私たちもそういう観点であればすぐホームページでこういうことをやるので、募集をかけたいということで、ホームページに掲載させていただいております。また、この期限につきましては、締め切りが空知支庁からの締め切りにこれも合わせて、ちょっと空知支庁に待ってもらうような形でございますけれども、そういう形でホームページに掲載させていただいております。

それと、レクリエーション療法とセラピーの違いということで、似て非なるものと思っております。セラピー療法ということでいきますと、例えば園芸セラピーですとか森林セラピーといったような形が主になると考えて、今そういうような委託ということで考えておりますし、もう一つのレクリエーション療法ということは、体を動かすのが主。例えば乗馬ですとか、カヌーですとか、そういうものを使った中で療法を行っていく。これは、障がい者の方も含めてそういうような中でやっていくという中身でございます。

あと、雇用の採用条件、それぞれ緊急雇用、6つの事業ございますので、それぞれの採用条件ということで1つにはあるとは思いますが、ハローワークを通じた中でそのところは採用条件はなるべく皆さんが応募できるような形でいくというような中身で考えております。

あと、雇用保険の関係に対しましては、これが6カ月未満というのが緊急雇用の条件でございますので、雇用保険の対象にはやっぱりちょっとならないというような形でございます。また、6カ月過ぎてそういうような雇用保険等に該当できるような検討はしたのかということでございますけれども、そこら辺の中身はまずは緊急雇用という形で6カ月未満ということで考えております。また、ほかの社会保険ということでございますけれども、これは厚生年金なり社会保険は入れるというような形で予算は今回の緊急雇用でも組んでおります。

菜の花という形でございますけれども、清水議員さんおっしゃるとおり今までいろいろな形で菜の花のピュア、100パーセントの菜種油ですとかドレッシングという中身で実際にやってきております。ただ、この中でもやはり私たちがドレッシングに対しましてもまだ本当にこういうような今の売り方でいいのか、そこら辺も含めて、また100パーセントの菜種油も何かほかに活用できないのかということも含めて検討していくということで今やっておりますので、これが直ちに目標は何倍までというのはちょっとまだ考えていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、ふるさと雇用で、先ほど読んだとおり特に厳しい状況にある失業者に配慮ということの留意事項に当てはまっているかということについては、直接的な答弁はいただけなかったなど。庁舎内や商工会議所、JAにも打診をした。あるいは、道にも詳細説明して採択されたという経過だけが述べられて、肝心のここの第5条の2、(1)、(2)にそぐわないのではないかと

いうことに、ここについてポイント絞ってご答弁をいただきたいというふうに思います。

それと、公募についてなのですが、2次募集の締め切りは4月28日というふうに聞いております。来週の水曜ですよね。23日から27日まで募集するのでしょうか。これについては、3年の事業だということがもう確定しているわけです。そういう点で22年度の内容もということで、期間をずっと延長して来年の1月ぐらいまで、あるいはことしの12月とか、十分な期間を持って募集をするということについてお考えを伺いたい。

それと、ホームページだけではなくて、商工会議所さん、JAさん、建設協会さん等関係する団体が加盟しているようなところをお願いをして、各団体、各企業に郵送などして、本当にこの3年間の事業に予算を有効に使える事業の提案をしてくれということを直接やはり連絡もしていくことが必要だというふうに思いますが、お考えを伺いたいと思います。

2つの事業の、私は似ているというふうに言いましたが、似て非なるものだというご答弁がありました。しかし、園芸や森林、森林浴というか、そういうところでいやされるということ、それが体にいいということと体を動かすことによっていいということ、これはやっぱり森林を歩くとかというふうになると完全にこれ似て非なるものとか、まるで別だとかというのは逆に無理があるのです。やはり2つがうまく融合してやっていくべきで、似て非なるとかという答弁というのは何か議会对策的な答弁にしか思えない。もう少し本当実態に合った答弁をしていただきたいなど。やはりこの事業は、2つともうまくあわせてやるべきだというふうに思いますけれども、お考えを伺いたいと思います。

次に、6カ月間なのだけれども、厚生年金と社会保険に入れるというご答弁でしたか。そんなものだというふうに私は把握はしていなかった。健康保険だったら、年間130万円とか、はっきりとした基準があるのです。だから、半年なのに社会保険に入れるというのは、市の臨時職員のこれまでの雇用とかで実績があるということであればそういった答弁をしていただきたいと思います。

それと、避難支援プラン作成について、OBとかは限定して募集はしないという、これは当然だというふうに思いますが、次に出てきた答弁が民生委員やヘルパーさんだと。民生委員さんというのは、仕事に困っている人ではないのだと僕は思うのです。仕事に本当に困って毎週毎週ハローワーク通っているような、そういう民生委員さんって僕はいないと思います、全くいないかどうかは、それはわかりませんが。ヘルパーさんはわかります、今ヘルパーさんというのは介護保険の改悪で仕事が減る傾向にありますので。ですから、やっぱりこの交付金を使う場合ははっきりと交付要綱にのっとって、特に厳しい状況にある失業者を雇うのだということを徹底してやるべきだというふうに、そういう点で民生委員は適さないというふうに私は思いますが、お考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。次長。

○経済部次長 ふるさと雇用につきまして何点かのご質疑という形でございますけれども、先ほどの直接答弁がなかったというような観点の一つでございます。同交付要綱の第5条の2で、特定の失業者のみを対象とした事業ということでございます。これについて道の交付要綱では、特定の企

業を離職した者に限るといった制限を付すことはできない趣旨という形で私たちのほうではちょっと通知文書が来ております。ただし、Q&Aの中では雇い入れる者の一部について就職困難者に限定して労働者を募集するということは可能かと、そういう質疑がございまして、その中ではこういう事業の観点から、そういう各地域において支援が必要となる者に対して雇い入れる者の一部について、そういう限定を設けることは可能というような答えは来ていますけれども、これで特定の失業者のみということは、特定の企業を離職した者に限るといった制限をすることはできない趣旨という形で来ております。また、これもすべて先ほどのふるさと雇用で全員がそういう看護師、望ましいということでございますけれども、私たちもそういうような、看護師さんの中でも就職条件いろいろな形でございますので、広くそういうところは募集をかけていきたいと思っております。

また、ホームページの関係で2次募集の関係でございますけれども、ふるさと雇用の2次募集、議員さんがおっしゃいました4月28日の期限というのは、これは空知支庁から道庁に上げる期限でございまして、市から空知支庁に上げる期限はもう4月24日というような形になっております。でも、そういう形でございますから、あくまでもホームページ上はそういうような形で24日まで提出ということをお願いをしていますけれども、なるべくこのところは空知支庁とかけ合って、少しでも延びるのならということで、今延ばす方向でお願いしているところでございます。また、これから3カ年事業ということではっきりしておりますので、この3カ年事業の中で今回のふるさと雇用のホームページの中でも提出期限のところで22、23年度に向けた事業提案は随時受け付けておりますというような形で今回は出させていただいております。また、今後もそういうような方向で広く市民の方々に募集をかけていければなど。募集をかけたからといって、それが行政の仕事に合致するかということが次の観点でございまして、広い意味でそういうような中の提案を受けていきたいと思っておりますし、またほかの団体に向けてもそういうような形でやっていきたいなということでございます。それと、先ほど私言葉足らずで申しわけございませんけれども、仕事の中身としては似て非なるものということでございますけれども、方向性としては同じような方向性ということで、やはり議員さんおっしゃった2つ一緒になってやっていく、そういう場面も必ず出てくるということで考えております。

以上でございます。

○議長 総務部長。

○総務部長 4点目の保険の関係です。厚生年金、健康保険の関係は、2カ月以上の雇用見込みの方については加入が義務づけになります。一定の1日当たりの勤務時間が一定以上という条件はありますけれども、2カ月以上の雇用が見込まれる場合は事業所として、事業主として加入をしなければならないというふうになっております。

さらに、支援プランの関係の民生委員は適さないのではないかということでございますけれども、民生委員さんの中にも当然合致する方もいるかもしれません。そういう排除するとかでなくて、事業の趣旨を踏まえて幅広く募集をしたいと考えております。

○議長 長 再質ありますか。

○清水議員 私が示した要綱は、これ経済部からもらったものですから、これよりさらに詳しいも

のが当然あるわけです。ただ、今言われた特定の企業の離職者を対象としないということが特定の失業者のみを対象とした事業とならないという、それはそういったものも当然含まれると思います。しかし、この要綱の精神というのはやはり特に厳しい状況にある失業者を雇用していくのだということだと思うのです。そこの立場にしっかり立ち切らないと、看護師さんや医療技術者の退職した方を雇うということになるとある部分には合致するかもしれないですけども、この事業全体の趣旨からはやっぱり外れてくるというふうに思います。

そこで、お伺いをしたいと思うのですが、この事業は3カ年事業です。しかし、ただいま道の第2次募集が職員の方が一生懸命頑張ってもやっときのホームページで募集をかけた。その締め切りはきょうだと。先ほどの報告第2号でも私繰越明許費の質疑でもやりましたけれども、今回の国の2次補正の事業というのはすべてがこういうふうに、もう予算は決めたけれども、実際にそれをやろうとすると地方自治体が本当にもう苦勞に苦勞していると。時間はもうたったの1日か2日しかない、こんなことなのです。だから、今回レクリエーション療法でこういった事業をやったことについて、私は非難する気は全くないです。こういう事業にもっと広い失業者、困っている失業者を救う事業を考えたかったというのは山々だというふうに私は思うのです。そういう点で、しかし3年事業ですから、この事業については1年でやめて、あとの2年間については新たな事業を行って、この事業の趣旨に合うような事業に変えていくということについてお考えを伺いたいと思います。

○議長 長 質疑にしてください。

○清水議員 お考えを伺いますという。

○議長 長 ですから、簡潔に質疑いただきます。

○清水議員 お考えを伺いたいと思います。

次は、菜の花についてちょっと私再質でし忘れたのですが、目標も具体的に持つのは難しいと。それはそれでわかります。ただ、やはり今年度の事業がそればっと終わってはいけないわけです。2010年度にどういうふうに引き継ぐかということが非常に重要だというふうに思います。ですから、この事業をやるに当たってはやはり2010年度はどうなる、2011年度はどうするという、そういうことをしっかりと計画の中に組み込んでいかないと、僕はうまくいかないというふうに思うのです。そういう点で単年度事業でありますけれども、その成果を次年度、次々年度につなげていけるような、そういった事業にすることについてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁簡潔にお願いします。副市長。

○副市長 雇用の関係、これ何年前かですか、緊急雇用のときもありました。国含めて、雇用というのは基本的に国の政策でありますから、その流れを受けて自治体はどうしていくかということとは大概あります。まず初めに、私どもも所管部長含めて申し上げたように第一義的に民間含めて、各団体が常用雇用を含めてつながるようなことに、民間が持って正規雇用を含めてつながるような誘発を第一に考えるというのは当然でありまして、そのことから関係機関にいろんなことで当たる。2番目として、行政が考えられることの中で何か組み入れることがないかということの中で今回含

めて打ち出してきている今の提案を含めての流れがあるということだけは承知していただきたいと思います。ただ、清水さんが言うようにつくってくれ、つくってくれだけではこれから生まれないので、互いに何かアイデアがあったらつくろうよという発想を持って提案をしていただければありがたいなと思っております。そのことが2年、3年後の事業に生かされることとなりますし、今経済支援で追加支援対策がさまざま講じられてくると思います。そのことにも生かされるのではないかと思っておりますので、引き続き知恵などを拝借できればありがたいと思っています。

○議 長 経済部長、簡潔に。

○経済部長 ふるさと雇用に関してですけれども、今ほど副市長も申し上げました。それと、補足としまして1自治体当たりの事業予算というのは決まってございません。ですから、今回の事業がさらに次年度以降事業がふえても、それは上限額はございませんので、そういった形での申請、1つを取りやめて新しいものを出す必要性というのはないというふうに考えてございます。

それと、もう一点、菜種関係でございます。菜種につきましては、菜種交付金ということで今まで国の助成制度をいただきながら自立化に向けて努力をしてきたところであります。昨年度20年播種に対する補助金等をいただいて、それが直接的な補助の最後にならざるを得ないといったような状況になってございますけれども、21年度新たな事業の採択に向けて今現在JAとともに検討をしているところであります。直接的な面ということに関しては、不足する面大いにあるというふうに思っておりますけれども、例えば圃場条件を改善するですとか、あるいは先ほど申し上げました付加価値を向上するための事業展開ですとか、そういった事業が着実に行われていけるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して、議案第1号 一般会計補正予算(第2号)を可とする立場で討論を行いたいと思います。

討論では、ふるさと雇用並びに緊急雇用創出事業、こういった景気拡大策の費用対効果を本当に上げるために必要なことについて2点要望をしたいと思います。まず、ふるさと雇用についてですが、3年間の事業です。新規の雇用拡大効果を高めるためには、同じ事業を続けるのではなく、3年間別の事業を行うことで数倍の効果が得られるということを重視し、今後は公募、またプロポーザルでの提案など十分な提案を受ける対策を実施し、道への申請もできる限り多くするなど積極的に行うことを求めます。また、ただいまのご答弁で今回のそらぶちのレクリエーション療法については事業費に上限はないのであるというふうに述べて、2年度以降も継続する可能性を示唆されました。しかし、事業費に上限はないというのは各市町村の上限はないということで、北海道に交付される予算は決まっているわけですから、滝川市だけが突出して受けれるということではなく、やはり一定の上限があるということは当然のことですから、そういった配慮も求めたいと思います。

2点目は、緊急雇用創出事業についてです。これについては、特定の資格や経験を有しない求職者、また何度面接を受けても仕事を得られない求職者、失業者、こういった方々が仕事を得られるような内容の事業内容の選択、そして採用における配慮、これを求め、賛成討論とします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決をされました。

◎日程第7 議案第2号 滝川市税条例等の一部を改正する条例

○議 長 日程第7、議案第2号 滝川市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 滝川市税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

平成21年3月31日、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、この法律改正に伴い、滝川市税条例等の一部を改正する条例議案を提出するものでございます。

初めに、平成21年度の地方税法の改正に伴い、このたびの議案にかかわる改正内容の主なものについて申し上げます。個人市民税に関するものでございますが、1つ、住宅借入金等特別税額控除の創設、1つ、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設、1つ、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の改正、国民健康保険税に関するものでございますが、介護納付金分課税限度額の改正が主な内容となっております。

以下、改正条例の内容を簡潔にご説明いたしますので、議案第2号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと思います。第1条関係で、第35条の2及び第37条は法改正に伴う条文整理、第46条の2、第46条の3及び第46条の5は公的年金以外の所得についての条文整理でございます。

第138条は、国民健康保険税の課税額の規定ですが、国民健康保険税の介護納付金課税額に係る課税限度額を9万円から10万円にする改正でございます。

第151条は法改正に伴う条文整理、第161条は国民健康保険税の減額の規定ですが、国民健康保険税の介護納付金課税額に係る減額の限度額を9万円から10万円にする改正及び国民健康保険税の2割軽減が職権適用となったことに伴う条文整理でございます。

附則第7条の3及び附則第7条の3の2は、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定ですが、所得税の住宅ローン控除の適用者、平成21年から25年までの入居者に対しまして所得税において控除し切れなかった額を個人住民税から控除する制度でございますが、所得税の住宅ローン

控除可能額のうち所得税において控除し切れなかった額か、所得税の課税総所得金額等の額に10分の5を乗じて得た額9万7,500円が上限となっておりますが、のどちらか低い額を個人住民税から控除する改正でございます。

附則第8条は、附則第7条の3の2の追加に伴う条文整理でございます。

附則第10条の2は、法改正及び同条第2項の追加等に伴う条文整理並びに項の繰り下げでございます。

附則第15条の2は、適用期間を3年延長する改正でございます。

附則第16条の3及び附則第16条の4は、附則第7条の3の2の追加等に伴う条文整理でございます。

附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の規定ですが、個人が21年、22年中に取得した国内にある土地を譲渡した場合には、その年内の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から1,000万円までの特別控除、これは所得控除になりますが、に適用する改正及び附則第7条の3の2の追加等に伴う条文整理でございます。

第17条の2は適用期間を5年間延長する改正及び法改正に伴う条文整理、附則第18条及び第19条は附則第7条の3の2の追加等に伴う条文整理、附則第19条の2及び附則第20条は法改正に伴う条文整理でございます。

附則第20条の2及び附則第20条の4は附則第7条の3の2の追加に伴う条文整理、附則第41条は法改正に伴う条文整理、附則第42条は法改正に伴う条文の追加でございます。

附則第43条、附則第44条及び附則第45条は、法改正及び附則第42条の追加等に伴う条文整理及び条の繰り下げでございます。

附則第46条は法改正に伴う条文の追加、附則第47条、附則第48条、附則第49条は法改正及び附則第42条、附則第46条の追加等に伴う条文整理及び条の繰り下げ、附則第50条は附則第42条、附則第46条の追加に伴う条の繰り下げ、附則第51条、附則第52条、附則第53条は法改正及び附則第42条、附則第46条の追加に伴う条文整理及び条の繰り下げでございます。

第2条関係でございますが、附則第1条は施行期日の規定ですが、法及びこの条例の改正等に伴う条文整理、附則第2条は個人の市民税に関する経過措置の規定ですが、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間における上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する税率を10パーセント軽減税率、所得税が7パーセント、住民税が3パーセント、うち市民税が1.8パーセントの軽減税率を適用する改正及びこの条例の改正等に伴う条文整理でございます。

次に、附則でございますが、滝川市税条例等の一部を改正する条例の5ページをお開きください。第1条は施行期日で、公布の日からの施行でございます。ただし、1号は平成21年6月4日から、2号は平成22年1月1日から、3号は平成22年4月1日から、4号は平成23年1月1日からの施行でございます。

第2条は市民税、第3条は固定資産税、第4条は国民健康保険税に関する経過措置でございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、参考資料の1ページの第138条、国民健康保険の介護納付金課税額の限度額に対する質疑を行いたいと思います。

1点目ですが、影響を受ける世帯は2月の厚生常任委員会では176世帯、金額で160万円との説明がありましたが、改めて現時点での件数及び金額をお伺いいたします。

2点目、影響を受ける世帯のうち年間総収入が最も少ない世帯、ひとり世帯で資産がない世帯になるのだと思うのですが、その世帯の金額、また平均的な世帯の年間総収入金額はどの程度になるのかお伺いします。

3点目ですが、影響を受ける世帯の中で現在国保税を滞納している世帯の有無、ある場合、短期被保険者証あるいは資格証明書発行世帯の有無についてお伺いします。

4点目、影響を受ける世帯のうち計算上では限度額の10万円を超える世帯数についてお伺いします。

5点目ですが、限度額の10万円を実施することが特別調整交付金の経営姿勢分交付の重点指標となっているということですが、過去には国の限度額の設定を実施していなかった時期もあります。こうした時期と特別調整交付金の考え方は変わってきているのかもしれませんが、実施しなかった場合、特別調整交付金の算定にどの程度の影響が出るのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 質疑の1点目でございますが、この前総務文教でお答えしましたとおり、20年度課税ベースで影響世帯につきましては176世帯、影響額については160万円ということで推計して、変わっておりません。

それと、2点目の1世帯、ひとり世帯の場合、10万円になる、9万円の場合の給与収入、収入額で申し上げますが、9万円の収入額が532万8,000円、10万円の課税の給与収入額が587万2,000円ということで試算しております。それと、申しわけありませんが、平均値は出しておりません。

それと、国保税の滞納関係についても該当者の抽出等でぶつけて滞納しているのか、短期なのかという突合は今しておりません。

それと、4点目なのですが、計算上10万円を超とするただいまの収入の金額でよろしかったでしょうか。それと、10万円を実施しなかった場合、経営姿勢の特別調整交付金にどのような影響があるのかということでございますが、国が示しております特別調整交付金、経営姿勢分につきましては、この国の課税限度額、法定限度額にするというのが重点指標の第1点目になってございます。実施しなかったら、仮定の話ですので、当たるか当たらないかという、それが1点目に上がっていると。重点指標の1点目だということでご理解いただければと思います。ちなみに、19年度の特特、経営姿勢につきましてはご報告いたしましたとおり3,800万円、20年度につきましても4,000万円の交付が受けられるという実績だけご報告させていただきます。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 4点目のことなのですが、限度額、今の時点でもいいのですけれども、計算をしていくと9万円以上になる世帯があります。でも、限度額は9万円なので、9万円に抑えているという世帯があるはずなのです、現在。その世帯が影響を受ける176世帯のうちどの程度あるのかなということを聞きたかったので、すぐに出ないということであればやむを得ないのですけれども、もう一回お伺いしたいと思います。

次に、5点目なのですが、重点指標の第1ということの位置づけになっているということで、仮に特別調整交付金の4,000万円がゼロになった。仮にというお話はお答えできないということになればあれなのですけれども、国保会計はもう本当に大変な会計だというふうに私は受けとめているわけです。だから、特別調整交付金がかつと減額されることによって、全体の国保会計に影響を与え、国保税の値上げの改正をしなければならないという、そういう危惧は出てくるおそれがあるようなものなのかどうかということが知りたいということなので、その特別調整交付金の減額によってそうしたことも起こり得るというふうに考えられるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1点目の関係につきましては、今資料を持ち合わせてございませんので、即答はできません。

それと、仮に4,000万円がなくなったときに国保会計にどのような影響を与えるのかということでございますが、その年の収支状況にもよりますけれども、例えば国保会計が赤字に転落するというような格好になれば、それを解消するために一般会計からの何らかの処置を受けなければならない。滝川市全部を考えますと、かなりのダメージがあるだろうというふうに思います。国保会計独自といたしましては、赤字が続くようでありますれば過去にもありましたとおり税率の見直し等も検討の要素としては上がってくるでしょうけれども、なるべく国民健康保険特別会計の健全、滝川市の全体の出し入れ、繰り入れ、繰り出しの関係もございますので、特別会計の本来趣旨であります黒字を目指して国保会計の経営に取り組む。これからも取り組んでいきたいということで答弁させていただきたいと思います。

それと、課税限度額の適正な見直しということで国のほうから示されておりますのは、この上限額を上げるということで、被保険者間の負担の公平、それと中間所得者等の負担の軽減が図られるというようなことも国のほうでは上限額改正の要素となつてございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 大きく2点についてお伺いをしたいと思います。

今回の国民健康保険税の参考資料で減額と言われる、窪之内議員と同じ部分です。第161条についてですが、これは3月27日、国会で成立されたと。そのときの国会の議論は、現在9万円の限度額いっぱいの保険料となっている世帯の割合というのは4パーセントだと。上限を10万円に引き上げることで、高額所得者の保険料を引き上げることで中間所得層の負担を軽減すると、こう

いった内容を言っています。それで、お伺いをしたいのですが、こういった議論を踏まえて果たして今のご答弁でも176世帯、こういった方々、しかも年収でいうと500万円台です。こういった方々が果たして高額所得者と言えるのかどうかということについて、お考えを伺いたいと思います。

もう一点は、国はこの改正で中間所得層の負担を軽減するというのもあわせて答弁しているわけですが、滝川市としては今回上のほうを上げることで中間層を下げると。160万円しかないと言ってしまうまでのことですが、そういったことも検討はされたのかどうかについてお伺いをしたいと思います。

2点目は、国保運営協議会の経過、いつごろこれを案内をして、いつ開いて、どんな議論がされて、この条例案改正に臨まれたのか。

以上、2点をお伺いしたいと思います。

○議長 長 答弁調整のため少し休憩いたします。

休憩 午後 0時29分

再開 午後 0時35分

○議長 長 再開いたします。

答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ご質疑のありました1点目につきましては、高額所得者と言えるのかということにつきましては答弁は差し控えさせていただきたいと思います。いろいろな見方、受け取り方があろうかと思うものですから、それは差し控えさせていただきます。

それと、中間所得者層が下がるのか検討したのかということで、具体的に比較対照しまして検討はしておりません。

それと、国民健康保険運営協議会ですが、平成21年2月の9日に開催いたしまして、介護納付金分の課税限度額の改正につきまして総務文教でもご説明したような内容を説明しております。21年度の税制改正の中身で3月末に地方税法の公布を、2月の時点でしたので、目指しており、滝川市国民健康保険としても速やかに法定限度額に合わせることをしたいということの説明をしております。法定限度額に合わせることで、国の特別調整交付金、経営姿勢分の交付の重点指標とされており、第1回定例市議会での提案が間に合わなければ臨時議会を開催し、対応することとしたいということの説明をさせていただいておりますし、また世帯数、金額等についても先ほどの176世帯、影響額については160万円程度ということで説明はさせていただいておりますが、各委員さんからの質疑、意見等につきましては2月の9日の段階では何もございませんでした。

以上、報告させていただきます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、高額所得者かどうかという話でいえば、差し控えるというふうに言われました。私が答弁するわけにはいきませんが、どう考えたって500万円台の給与収入の方が高額所得

者なわけがないです。税率でいっても10パーセントですよ、所得税で。高額というのは、やっぱり税率が高い、最低税率の上の、最低でもそういった方たちのことをいうというふうに私は思いますが、なぜ答弁を差し控えるという。こんなこと国会ではどんどん議論されているわけで、市議会で高額かどうかということに対して実は大変な階層だという答弁が出てよかったというふうには思うのですが、聞き方を変えたいと思います。この制度は、介護納付金というのは40歳から64歳の方が対象です。均等割と所得割に分かれていて、均等割だけで1人1万8,080円です。これ19年度の国民健康保険税で、20年度も変わっていないというふうに思うのですが、1万8,080円、つまり39歳だった方が40歳になったらほんとに1万8,080円ふえるのです。そういうことでいうと、これは4年前の国保税改定のときにつくった表なのです。これによると、当時最高限度額8万円でも2人の場合、320万円から350万円の給与世帯階層に44世帯、8万円を超える世帯がいたわけですから、今回の176についても320万円から350万円よりは多少は高いでしょうけれども、先ほどの500万円という数字がどんな条件でということになるので、40歳から64歳の方が2人の場合、夫婦の場合、その場合の給料収入で幾らなのかという違う聞き方をしたいと思います。それで、そうすると当然500万円台を割ってくると思うのですが、もう子育ての真っ最中の家庭で500万円もいかないと。これは、もう高額所得どころか中間層にもならないというのが実態だというふうに私は思います。本当に苦しい世帯だというふうに思いますが、お考えを再度伺いをしたいと思います。

運営協議会についてですけれども、国保の運営協議会というのは国の制度がまだ変わらないうちにどこまでの決定をするのかということで、私は少し驚いたのですが、2月9日といえばまだ盛んに国会で議論をしていたときなのではないかというふうに思うのです。当時地方税法改正がどんな状況だったかという、予算関連4法は野党が反対で、これは衆議院でも再議決になっていますから、参議院で否決されるようなものについて国保の運営協議会ではそういう状態の中で9万円を10万円に上げることが妥当だと、こんな意見が出るというのはちょっと私信じがたいわけです。衆議院で再議決、どうなるかわからない、そんな状況ですから。やはり今回国会の議決を受けて、例えば22年度からの実施だとか、そういったことを検討すべきだったのではないかというふうに思います。国保運営協議会を持つ時期として適当だったのかどうか、国保の条例、運営協議会の要綱、規則等を踏まえてご答弁をいただきたいと思います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 1点目のお聞きになっておられたのが2人世帯の場合の収入が下がるだろうということでございますが、この点についてご答弁させていただきます。

2人世帯の場合、これも20年度課税ベースでございますけれども、9万円が46万7,000円、それが10万円になる場合は52万2,000円の給与収入ということで試算しております。

それと、国保運営委員会の持ち方でございますけれども、平成20年度の国保特別会計のその時点での決算見込み、それと平成21年度の国保会計の予算案という格好で議題を持っております。また、21年度の税制改正ということでございますが、前段前提といたしまして平成20年度の12月に21年度の与党税制改正大綱が決定されたというのを受けまして、その時点では政府は3月

末の地方税法の公布を目指しておりということを前段説明させていただいております。その3月末の地方税法公布を目指しているということだったものですから、滝川市の国民健康保険としては速やかに法定限度額に合わせることにしたいということを説明させていただいておりますし、また提案時期につきましては1定、第1回定例市議会に間に合えばその時点で、間に合わなければ臨時議会を開催して対応したいということ。それと、あわせて国の特別調整交付金、経営姿勢の交付の重点指標となっているということと19年度の実績3,800万円という交付額も説明しておりますし、その時点ではまだ20年度の交付額が決定されておりましたので、経営姿勢分の特別調整交付金の交付額の説明はしていないということで、開催時期等が適切かと言われると私どもは決算見込みと当初予算の案というような格好で説明させていただける時期としてはいい時期でなかったかなというふうに思いまして、開催したところでございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 ただいまの答弁で9万円を超える世帯は、40から64歳が2人の場合、427万2,000円。つまり今回の条例改正で427万2,000円の世帯は9万円以上払わなければならなくなるわけですね、9万1,000円、9万2,000円ということで。今427万2,000円の方がどんな状況に……

(何事か言う声あり)

○清水議員 467万円、済みません。467万2,000円以上の方が該当になると、夫婦2人の場合。ということですから、これはその与える影響というのは非常に大きいものだというふうに思います。そこで、国保税は滞納したら裁判所の命令がなくても差し押さえることができる市税ですから、どんなにわずかな値上げであっても市民に周知をすると。市民に意見を聞くと。これがやはり地方自治の原則中の原則だというふうに思います。国保が国保料金とかいうのであれば、まだ国保運営協議会だけでいい可能性もありますけれども、税である以上、市民にどんな意見を聞いたのかということが私は取り組む姿勢として大事だというふうに思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 市民周知の必要性は十分感じておりますが、市民の意見をという、税改正の関係で市民に意見を聞くというのはどのようなことを想定されているのかわからないのですが、例えば地方税法が改正されて、それに従わなくてもいいというお立場なのか、それを選択肢としてそういうこともあり得るということなのか、ちょっと理解しかねるものですから、市民の意見を聞くということについては答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長 長 ほかがございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表しまして、議案第2号 滝川市税条例等の一部を改正する条

例を否とする立場で討論を行いたいと思います。

今回の質疑で、市税の値上げに際して市民の意見を聞く必要があるのかどうか分からないと。市民の意見を聞くということに否定的とも思われるような答弁をされました。しかし、今回ここで国会で改正されたのは、必ず10万円にしなければならないという税法改正ではないのです。できるということですから、当然条例では9万円のまま据え置くという判断ができたわけです。ですから、据え置くか、上げるかと。税金を据え置くか、上げるかということについて周知をして、いろんな意見の聞き方あると思います。そういったことを一定期間経て税金というのは決めていくものだ。これが民主主義の原則中の原則だというふうに思います。しかしながら、今回の市税改正に当たっては、そういった考え方、またそういう方法をとるかどうかという姿勢が余りにも弱い。そういった中で出された増税の条例案には賛成することはできません。

以上です。

○議 長 ほか討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第8 議案第3号 滝川市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第8、議案第3号 滝川市奨学金貸付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、議案第3号 滝川市奨学金貸付条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ご承知のとおり、本条例に基づく滝川市の奨学金につきましては、平成17年度のタッグ計画の見直しの中で平成18年度から新規の貸し付けは行っておりません。ただ、現在奨学生それぞれの償還満了までの奨学金が返済されているところでございます。奨学金の貸し付けの対象となっており、国学院大学北海道短期大学、4月1日に校名変更を行っておりまして、東京支部や本学とのより密接な教育の一貫性を目指して新たなスタートを切ったところであります。このことに伴いまして、お手元の参考資料のとおり第3条を改正したいとするものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行したいとするものでございます。

以上、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第9 議案第4号 教育委員会委員の任命について

○議 長 日程第9、議案第4号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました教育委員会委員の任命について提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市教育委員会委員、篠島恵里子氏が平成21年5月13日で任期満了となりますために、その後任として引き続き同氏を任命したいというふうに思います。したがって、本議会の同意を求めるものでございます。

同氏の略歴書は、資料としてお配りを申し上げておりでございますので、お目通しをいただいて、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決をいたします。

本案につきましては、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第10 議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

○議長 長 日程第10、議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りをいたします。本案につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議会運営委員会から提案されたものでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎閉会宣告

○議長 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成21年第1回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時57分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員